

令和5年度 第1回
国民健康保険運営協議会議案

日時 令和5年8月10日（木）
午後4時30分～
会場 恵庭市民会館 視聴覚室

国民健康保険運営協議会日程

1. 開 会

2. 委 嘱 状 交 付

3. 市 長 挨 拶

4. 会長及び会長代行の選任

5. 会 長 挨 拶

6. 議事録署名委員の選任

7. 議 案 審 議

報告第1号 恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

報告第2号 第3期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画について

議案第1号 令和4年度国民健康保険特別会計決算について

8. そ の 他

報告第1号

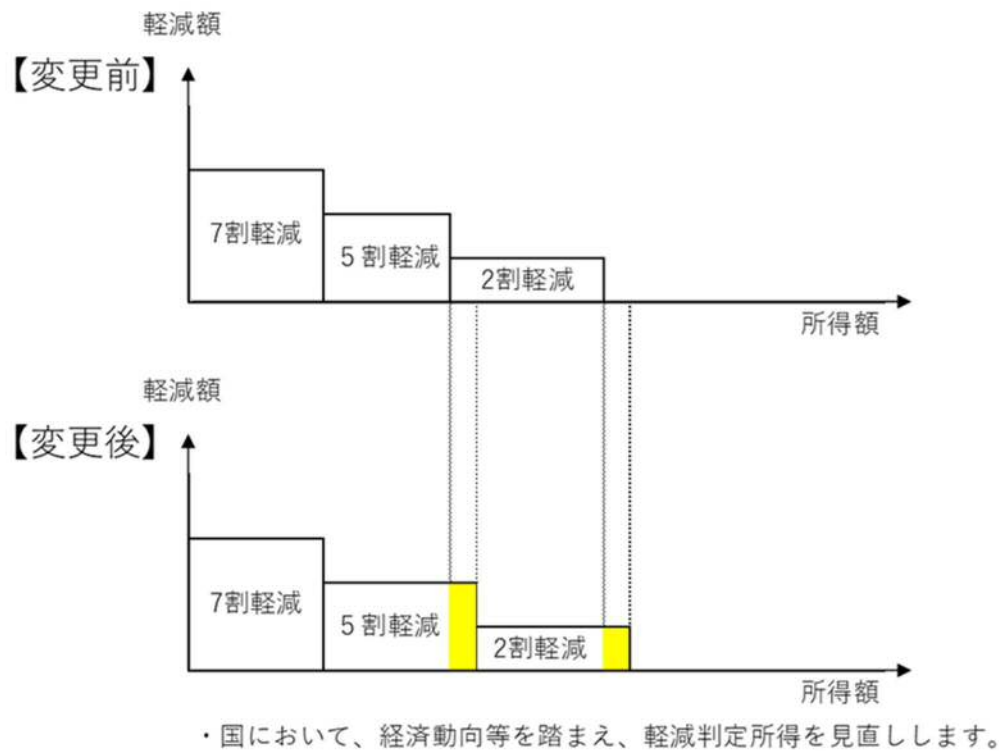
軽減判定所得の見直しに係る恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

令和5年4月1日施行の地方税法施行令の改正により、低所得者に対する保険税の均等割及び平等割額の減額措置が拡充されたことから、軽減対象となる所得判定基準の引き上げを行うため、令和5年第1回臨時会において条例改正を行いましたのでご報告します。

【概要】

軽減判定基準	現行	改正案
7割軽減 基準額	基礎控除額43万円 +10万円×（給与・年金所得者の数－1）	改正なし
5割軽減 基準額	基礎控除額43万円+28.5万円×被保険者数 +10万円×（給与・年金所得者の数－1）	基礎控除額43万円+29万円×被保険者数 +10万円×（給与・年金所得者の数－1）
2割軽減 基準額	基礎控除額43万円+52万円×被保険者数 +10万円×（給与・年金所得者の数－1）	基礎控除額43万円+53.5万円×被保険者数 +10万円×（給与・年金所得者の数－1）

※被保険者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療の被保険者に移行したものを含む



旧	新
第 1 条～第 20 条 (略) (国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 20 万円を超える場合には、20 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>28 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の	第 1 条～第 20 条 (略) (国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 20 万円を超える場合には、20 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の

旧	新
数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>52 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2 (略) 第 21 条の 2～第 26 条 (略)	数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>53 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2 (略) 第 21 条の 2～第 26 条 (略)

第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画について

1. 計画策定の背景と目的

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）が令和5年度をもって計画期間が終了となるため、次期計画を策定します。

【データヘルス計画】

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、レセプト・健診情報等のデータ分析により効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施することを目的としています。

【特定健康診査等実施計画】

「高齢者の医療の確保に関する法律」により国が定める「特定健康診査等基本指針」を参考に策定することが定められており、特定健康診査・特定保健指導を円滑に推進することを目的としています。

2. 計画の期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

3. 計画策定に関するこれまでのスケジュール

令和5年6月16日	データヘルス計画会議（1回目・オンライン：国保連）
令和5年7月14日	データヘルス計画策定支援説明会（国保連）
令和5年8月 9日	保健事業支援・評価委員会（データヘルス計画：国保連）
令和5年8月10日	国保運営協議会（進捗状況報告）

4. 計画策定に関する今後のスケジュール

令和5年8月19日	データヘルス計画会議（2回目・面談形式：国保連）
令和5年9月20日	データヘルス計画会議（3回目・面談形式：国保連）
令和5年10月	厚生消防常任委員会に進捗状況を報告
令和5年11月	国保運営協議会に素案を報告
令和5年12月	厚生消防常任委員会に素案を報告
令和6年 1月	パブリックコメントの実施
令和6年 2月	恵庭市国保運営協議会に諮問
令和6年 3月	厚生消防常任委員会に報告

議案第1號

(歳 出)

(単位：円)

科 目		①当初予算	②補正・流用等	③最終予算額	④決算額	差引(③－④)	執行率(④/③)
総 務 費	一般事務費（国保）	85,791,000	334,550	86,125,550	78,672,655	7,452,895	91.35%
	一般事務費（納税）	50,387,000	282,000	50,669,000	45,354,950	5,314,050	89.51%
	医療費適正化事業費	8,821,000	0	8,821,000	7,170,873	1,650,127	81.29%
	国保情報システム管理費	2,687,000	5,450	2,692,450	2,692,450	0	100.00%
	標準システム導入事業費	56,691,000	-165,000	56,526,000	51,734,715	4,791,285	91.52%
	国保連合会負担金	1,906,000	0	1,906,000	1,868,684	37,316	98.04%
	運営協議会費	286,000	0	286,000	194,017	91,983	67.84%
	計	206,569,000	457,000	207,026,000	187,688,344	19,337,656	90.66%
保 険 給 付 費		4,951,813,000	0	4,951,813,000	4,706,110,344	245,702,656	95.04%
納 付 金	医療給付費分	1,190,364,000	0	1,190,364,000	1,173,085,000	17,279,000	98.55%
	後期高齢者支援金等分	338,248,000	0	338,248,000	333,995,000	4,253,000	98.74%
	介護納付金分	89,386,000	0	89,386,000	88,437,000	949,000	98.94%
	計	1,617,998,000	0	1,617,998,000	1,595,517,000	22,481,000	98.61%
共同事業拠出金		2,000	0	2,000	186	1,814	9.30%
保 健 事 業	健康づくり推進費	16,198,000	0	16,198,000	15,035,062	1,162,938	92.82%
	特定健康診査等事業費	52,824,000	0	52,824,000	44,179,508	8,644,492	83.64%
	計	69,022,000	0	69,022,000	59,214,570	9,807,430	85.79%
諸 支 出 金	保険税還付金（一般）	6,536,000	0	6,536,000	4,713,528	1,822,472	72.12%
	保険給付費等交付金償還金	17,500,000	0	17,500,000	8,912,228	8,587,772	-
	その他償還金	10,787,000	0	10,787,000	4,405,164	6,381,836	40.84%
	計	34,823,000	0	34,823,000	18,030,920	16,792,080	51.78%
	財政安定化基金償還金	33,000,000	0	33,000,000	33,000,000	0	100.00%
予 備 費		10,000	0	10,000	0	10,000	0.00%
基 金 積 立 金		0	4,000	4,000	3,021	979	75.53%
歳 出 合 計		6,913,237,000	461,000	6,913,698,000	6,599,564,385	314,133,615	95.46%

道基金借入額 100,000,000 円 残額：0円

※平成30年度に借入れ（R2年度～R4年度で返還済）

令和4年度 国民健康保険特別会計決算（概要版）

議案第1号（参考資料①）

（歳入）				
科 目	内 容	最終予算額 ③	決算額 ④	過不足額 ④－③
国保税	国保事業の主たる財源。平成30年度の都道府県化により、北海道へ支出する納付金を納めるために必要な歳入をこの国保税で賄うことが健全とされている。 一般と退職に分かれ、さらに医療・介護・後期支援分に分かれる。またそれぞれに現年度税と過年度税（滞納繰越分）があるため、12の税目が存在する。 ※退職医療については、令和元年度末で対象者が0人となったため、令和2年度からは国保税賦課が遡及以外は発生しない。	1,125,750,000	1,174,118,513	48,368,513
道支出金	平成30年度より財政運営が都道府県化されたことにより、国からの交付金等も道を経由して交付されることになる。内訳は下記のとおり分類される。 ①保険給付等交付金 保険者が療養の給付等に要した医療費の同額が交付される。 ②保険者努力支援 国保事業の実施状況により交付される。 ③特別調整交付金 従来の国庫支出金である。 ④道繰入金（2号分） 道から交付される交付金である。 ⑤特定健診等負担金 特定健診費用の負担分により交付される。 ※恵庭市においては累積赤字が続いていることから、前年度の赤字額を歳出の「前年度繰上充用金」より支出しており、同額を歳入の「特別調整交付金」へ補正計上している。	5,108,619,000	4,858,528,280	△250,090,720
繰入金	法定分（基盤安定負担金、出産育児一時金、未就学児均等割軽減分、財政安定化支援事業分、事務費）と、任意分（健康づくり推進費分、地方単独事業による医療費の波及増分）に大別される。	666,935,000	637,385,733	△29,549,267
繰越金	前年度収支の黒字分から、次年度に繰越す額	1,000	0	△1,000
諸収入	国保税の延滞金、保険者間調整、第三者求償による医療費の返還金等。	12,389,000	16,403,333	4,014,333
財産収入	国民健康保険支払準備基金に発生した利子配分金	4,000	3,021	△979
歳入合計		6,913,698,000	6,686,438,880	△227,259,120

（歳出） （単位：円）				
科 目	内 容	最終予算額 ③	決算額 ④	執行残額 ③－④
総務費	国保特別会計に係る職員人件費や事務費の他、医療費適正化事業、国保システム管理費、国保連への負担金、国保運営協議会経費に分類される。	207,026,000	187,688,344	19,337,656
保険給付費	被保険者の病院窓口負担を除く経費である「療養給付費」、医師の診断により医療として認められた場合の補装具や針灸等の経費である「療養費」、高額医療費を支払う「高額療養費」、出産育児一時金を支払う「出産育児諸費」、被保険者死亡の際に葬祭費を支払う「葬祭給付費」等に分類される。 ※令和2年度からは退職医療の対象者が0人となったため、一般と退職の区分を廃止。	4,951,813,000	4,706,110,344	245,702,656
納付金	道全体で必要とする医療費等の費用を各市町村毎の所得水準や被保険者数で按分した算出額を道へ納付するもの。	1,617,998,000	1,595,517,000	22,481,000
共同事業拠出金	国保連合会に対する退職者医療事務費拠出金。	2,000	186	1,814
健康づくり推進費	国民健康保険法に定められた、健康増進のために必要な経費。脳ドック等。	16,198,000	15,035,062	1,162,938
特定健診等事業費	40歳以上の人を対象とした、生活習慣病健診に係る経費。平成20年度から導入。	52,824,000	44,179,508	8,644,492
諸支出金	国保税還付金の他、負担金・交付金の過年度分精算に係る還付金等。	34,823,000	18,030,920	16,792,080
財政安定化基金償還金	北海道財政安定化基金事業での借入に係る償還金。（平成30年度貸付、令和2～4年度で償還）	33,000,000	33,000,000	0
予備費		10,000	0	10,000
基金積立金	利子配分金を国民健康保険支払準備基金に積立てを行ったもの。	4,000	3,021	979
		0	0	0
歳出合計		6,913,698,000	6,599,564,385	314,133,615

歳入・歳出決算額	86,874,495
※単年度収支額	86,874,495
※道基金借入額（平成30年度に借り入れ）	100,000,000

●国民健康保険税決算総括表（令和4年度）

議案第1号（参考資料②）

区 分 予 算 額				調 定 額				収 入 額			収 納 率		予算額に対する 増 減	不納欠損額	収入未済額 (滞納繰越額)		
				調 定 額 ②	内、一世帯 あたり	(前年度)	内、一人 あたり	(前年度)	収 入 済 額 ③	内未還付 ④	純 額 (③-④)=⑤	現年決算 ⑤/②				(前 年 度)	
税 目 ①				②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		
特 別 会 計	国民健康保険税	医療分	現年一般	783,654,000	837,793,982	102,133	102,959	69,486	69,256	810,848,238	1,527,844	809,320,394	96.60%	96.53%	25,666,394	39,500	28,434,088
			現年退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			現年小計	783,654,000	837,793,982	102,133	102,959	69,486	69,256	810,848,238	1,527,844	809,320,394	96.60%	96.53%	25,666,394	39,500	28,434,088
		介護分	現年一般	63,577,000	69,600,365	23,270	22,962	20,495	20,356	65,745,279	31,334	65,713,945	94.42%	94.18%	2,136,945	0	3,886,420
			現年退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			現年小計	63,577,000	69,600,365	23,270	22,962	20,495	20,356	65,745,279	31,334	65,713,945	94.42%	94.18%	2,136,945	0	3,886,420
		後期分	現年一般	239,997,000	263,236,153	32,090	32,445	21,833	21,761	254,561,170	142,005	254,419,165	96.65%	96.52%	14,422,165	12,500	8,804,488
			現年退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			現年小計	239,997,000	263,236,153	32,090	32,445	21,833	21,761	254,561,170	142,005	254,419,165	96.65%	96.52%	14,422,165	12,500	8,804,488
		現年合計		1,087,228,000	1,170,630,500	157,493	158,365	111,814	111,372	1,131,154,687	1,701,183	1,129,453,504	96.48%	96.39%	42,225,504	52,000	41,124,996
	国民健康保険税	医療分	滞繰一般	26,420,000	98,607,875					29,254,303	16,690	29,237,613	29.65%	27.05%	2,817,613	5,243,398	64,126,864
			滞繰退職	25,000	360,257					244,466	0	244,466	67.86%	10.61%	219,466	0	115,791
			滞繰小計	26,445,000	98,968,132					29,498,769	16,690	29,482,079	29.79%	26.99%	3,037,079	5,243,398	64,242,655
		介護分	滞繰一般	3,957,000	16,223,308					4,201,498	0	4,201,498	25.90%	23.89%	244,498	1,533,114	10,488,696
			滞繰退職	7,000	120,273					81,085	0	81,085	67.42%	9.43%	74,085	0	39,188
			滞繰小計	3,964,000	16,343,581					4,282,583	0	4,282,583	26.20%	23.79%	318,583	1,533,114	10,527,884
		後期分	滞繰一般	8,106,000	30,310,636					9,104,546	0	9,104,546	30.04%	27.26%	998,546	781,180	20,424,910
			滞繰退職	7,000	112,903					77,928	0	77,928	69.02%	9.85%	70,928	0	34,975
			滞繰小計	8,113,000	30,423,539					9,182,474	0	9,182,474	30.18%	27.19%	1,069,474	781,180	20,459,885
		滞繰合計		38,522,000	145,735,252					42,963,826	16,690	42,947,136	29.47%	26.67%	4,425,136	7,557,692	95,230,424
	国民健康保険税	医療分	一般計	810,074,000	936,401,857					840,102,541	1,544,534	838,558,007	89.55%	88.62%	28,484,007	5,282,898	92,560,952
			退職計	25,000	360,257					244,466	0	244,466	67.86%	10.61%	219,466	0	115,791
			医療分計	810,099,000	936,762,114					840,347,007	1,544,534	838,802,473	89.54%	88.59%	28,703,473	5,282,898	92,676,743
		介護分	一般計	67,534,000	85,823,673					69,946,777	31,334	69,915,443	81.46%	79.65%	2,381,443	1,533,114	14,375,116
			退職計	7,000	120,273					81,085	0	81,085	67.42%	9.43%	74,085	0	39,188
			介護分計	67,541,000	85,943,946					70,027,862	31,334	69,996,528	81.44%	79.54%	2,455,528	1,533,114	14,414,304
		後期分	一般計	248,103,000	293,546,789					263,665,716	142,005	263,523,711	89.77%	88.84%	15,420,711	793,680	29,229,398
			退職計	7,000	112,903					77,928	0	77,928	69.02%	9.85%	70,928	0	34,975
				248,110,000	293,659,692					263,743,644	142,005	263,601,639	89.76%	88.81%	15,491,639	793,680	29,264,373
		現滞合計		1,125,750,000	1,316,365,752					1,174,118,513	1,717,873	1,172,400,640	89.06%	88.05%	46,650,640	7,609,692	136,355,420

決算剰余金の取扱いについて

1. 決算剰余金のこれまでの対応

令和3年度については、国民健康保険特別会計決算が確定したことにより発生した剰余金（単年度黒字額）の全額を国民健康保険支払準備金へ積み立てを行いました。

2. 今後の決算剰余金の扱いについて

令和4年度の決算剰余金については、保険給付費等に返還金が生じているため、令和5年度会計に全額を繰越しとし、返還金を除いた残金を積み立てるものとします。（令和5年度第3回定例会に補正予算提出予定）

（参考）

繰越金	保険給付費等交付金償還金
86,874,495円	2,387,000円
※令和4年度決算に係る決算剰余金は、令和4年度保険給付費等に返還金が生じる見込みであることから、令和5年度国民健康保険特別会計の繰越金として扱い、返還が必要な額を除いた残金を恵庭市国民健康保険支払準備基金へ積み立てるものとします。 （令和5年度第3回定例会に補正予算提出予定）	※令和4年度国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金（工：特定健診）） 返還金 1,386,000円<A> →当該補助金実績報告の結果、返還金が生じたものです。 ※令和3年度特別調整交付金（様式BK） 返還金 1,601,000円（自主返還） →令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免等に伴う補助金の実績額が確定したことから、自主返還金が生じたものです。
	積立金
	83,887,495円
	令和4年度決算繰越金 86,874,495円 保険給付費等交付金償還金<A> -1,386,000円 特別調整交付金（様式BK） -1,601,000円 計 83,887,495円

なお、今回の積み立てを行った後の国民健康保険支払準備基金の残高は、215,841,732円となる見込みです。